

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量）

三 作業地域

比企郡滑川町大字山田地内

四 作業期間

平成二十七年七月六日から平成二十八年三月十八日まで